

訓練

＊＊＊★ これは訓練です ★＊＊＊

地震情報（震源・震度に関する情報）

令和7年2月14日14時03分 気象庁発表

14日14時00分ころ、地震がありました。

震源地は、薩摩半島西方沖（北緯31.7度、東経130.2度、枕崎の北北西50km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は7.2と推定されます。

[震度3以上が観測された地域]

震度7	鹿児島県薩摩
震度5強	鹿児島県甑島 鹿児島県大隅 熊本県球磨 熊本県天草・芦北 宮崎県南部山沿い
震度5弱	鹿児島県種子島 佐賀県南部 長崎県島原半島長崎県南西部 熊本県熊本 宮崎県北部山沿い 宮崎県南部平野部
震度4	鹿児島県十島村 鹿児島県屋久島 山口県西部 福岡県福岡 福岡県北九州 福岡県筑豊 福岡県筑後 佐賀県北部 長崎県北部 長崎県壱岐 長崎県五島 熊本県阿蘇 大分県北部 大分県中部 大分県南部 大分県西部 宮崎県北部平野部
震度3	鹿児島県奄美北部 愛媛県南予 鳥取県西部 島根県西部 岡山県南部 広島県北部 広島県南東部 広島県南西部 徳島県南部 香川県東部 香川県西部 愛媛県東予 愛媛県中予 高知県東部 高知県中部 高知県西部 山口県北部 山口県東部 山口県中部 長崎県対馬

[震度5弱以上が観測された市区町村]

震度7	いちき串木野市
震度6強	鹿児島市 日置市 薩摩川内市
震度6弱	南さつま市 姶良市
震度5強	さつま町 阿久根市 出水市 霧島市
震度5弱	南九州市 伊佐市 長島町 枕崎市 湧水町 垂水市 鹿屋市 曾於市

訓練

＊＊＊★ これは訓練です ★＊＊＊

津波警報・注意報・予報

令和7年2月14日14時02分 気象庁発表

津波警報を発表しました。

ただちに避難してください。

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

＜津波警報＞

鹿児島県西部、有明・八代海

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

＜津波注意報＞

鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、宮崎県

訓練

＊＊＊★ これは訓練です ★＊＊＊

津波警報・注意報・予報

令和7年2月14日15時00分 気象庁発表

津波注意報に切り替えました。

津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

〈津波警報から津波注意報への切り替え〉

鹿児島県西部、有明・八代海

I-8 災害対策本部会議被害状況等（概要）

県災害対策本部
2月14日15時00分現在

※これは速報値であり、数値等は今後も変わることがある。

訓練

令和7年2月14日の地震による被害状況等（概要）

1 人的・物的被害状況等

- ①人的被害 調査中
- ②住家被害 調査中
- ③その他 鹿児島市市街地沿岸部における大規模な液状化の被害
市街地周辺道路の損壊やPAZ避難先である県有施設に被害が発生

2 ライフライン等の状況

- ・電気 停電1万戸以上（いちき串木野市、薩摩川内市、鹿児島市ほか）
- ・水道 断水戸数調査中（いちき串木野市、薩摩川内市、鹿児島市ほか）
- ・ガス 都市ガスは現在供給停止中。安全確認後順次供給を再開
- ・通信 携帯電話の通信障害が発生（いちき串木野市、薩摩川内市の一部）
通信各社による復旧活動が実施

3 交通機関の状況

- ・鉄道等 九州新幹線（新八代～鹿児島中央間）点検運転見合せ
JR指宿枕崎線（鹿児島中央～指宿）点検運転見合せ
JR鹿児島本線（全線）点検運転見合せ
JR日豊本線（全線）点検運転見合せ
JR肥薩線（全線）点検運転見合せ
JR吉都線（全線）点検運転見合せ
肥薩おれんじ鉄道（全線）点検運転見合せ
鹿児島市電（全線）点検見合せ
- ・路線バス 運行見合せの情報あり
- ・フェリー 全航路運航見合せ
- ・空港 鹿児島空港 離発着見合せ

4 道路等の通行止め状況

○高速道路

九州縦貫自動車道（嘉島JCT～鹿児島IC間）点検通行止め。
その他の高速道路の通行止めは解除

○国道

国道3号南九州西回り自動車道（市来IC～薩摩川内水引IC間上下線通行止め）
国道3号：永里橋（日置市東市来町長里）橋梁損傷（上下線通行止め）
桑畠橋（日置市伊集院町）：橋梁段差確認（上下線通行止め）
野田橋（日置市伊集院町）：橋梁損傷（上下線通行止め）
いちき串木野市金山下：土砂崩れ（上下線通行止め）

五反田橋（いちき串木野市東塩田町）：橋梁損傷
八房橋（いちき串木野市八房）：橋梁損傷
国道270号：東市来町伊作田土砂崩落（上下線通行止め）
国道328号：薩摩川内市入来町浦之名：法面崩落
清浦：法面崩落
国道389号：黒之瀬戸大橋 支承損傷、桁ズレ発生
長島町下山門野：路肩決壊、法面崩壊

○その他現地からの情報

- ・いちき串木野市街地で家屋倒壊により車両の通行困難な箇所が発生。現在道路啓開作業を実施
- ・県道43号川内串木野線の薩摩川内市寄田町及び川内原子力発電所南側付近で道路の法面崩壊等により通行不可。寄田地区山間部の迂回路も土砂崩れにより道路が寸断され、寄田地区の一部が孤立状態との連絡。現在確認中
- ・県道43号川内串木野線の倉浦バス停付近及び久見崎公園東側の道路の土砂崩れにより通行不可。迂回路もなく滄浪地区の一部が孤立状態との連絡。現在確認中

5 関係機関の動き

- ① 県： • 14:00 災害対策本部（鹿児島県庁）設置
• 14:00 現地災害対策本部（オフサイトセンター）設置
• 14:00 相談窓口の設置
• 14:20 陸上自衛隊に対し人命救助に係る災害派遣要請、海上保安庁に対し支援要請
• 15:00 知事メッセージ
- ②市町村： • 災害対策本部：薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町
• 災害警戒本部：南さつま市、南九州市、伊佐市、枕崎市、垂水市、鹿屋市、曾於市、霧島市、湧水町
• 相談窓口の設置：14:00 薩摩川内市
- ③ 国： • 14:02 内閣府災害対策室設置：内閣府（防災担当）
• 14:05 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部設置
：内閣府（原子力防災担当）、原子力規制委員会
• 14:06 オフサイトセンターに原子力事故合同現地警戒本部を設置
- ④ 警察： • 14:00 災害警備本部設置

I-9 国からの要請文・指示文・公示文

訓川 緯東

要 請

令和7年2月14日14時 5分

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
いちき串木野市長 殿
阿久根市長 殿
鹿児島市長 殿
出水市長 殿
日置市長 殿
姶良市長 殿
さつま町長 殿
長島町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

2月14日14時 0分に発生した薩摩半島西方沖を震源とする地震は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立の必要な体制をとるとともに、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力及び緊急時モニタリングの準備を始めるよう要請する。

川 線

要 請

令和7年2月14日15時10分

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
いちき串木野市長 殿
阿久根市長 殿
鹿児島市長 殿
出水市長 殿
日置市長 殿
姶良市長 殿
さつま町長 殿
長島町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難の準備を開始すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避の準備を開始すること。
- ・同発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）に対する安定ヨウ素剤の配布の準備を開始すること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

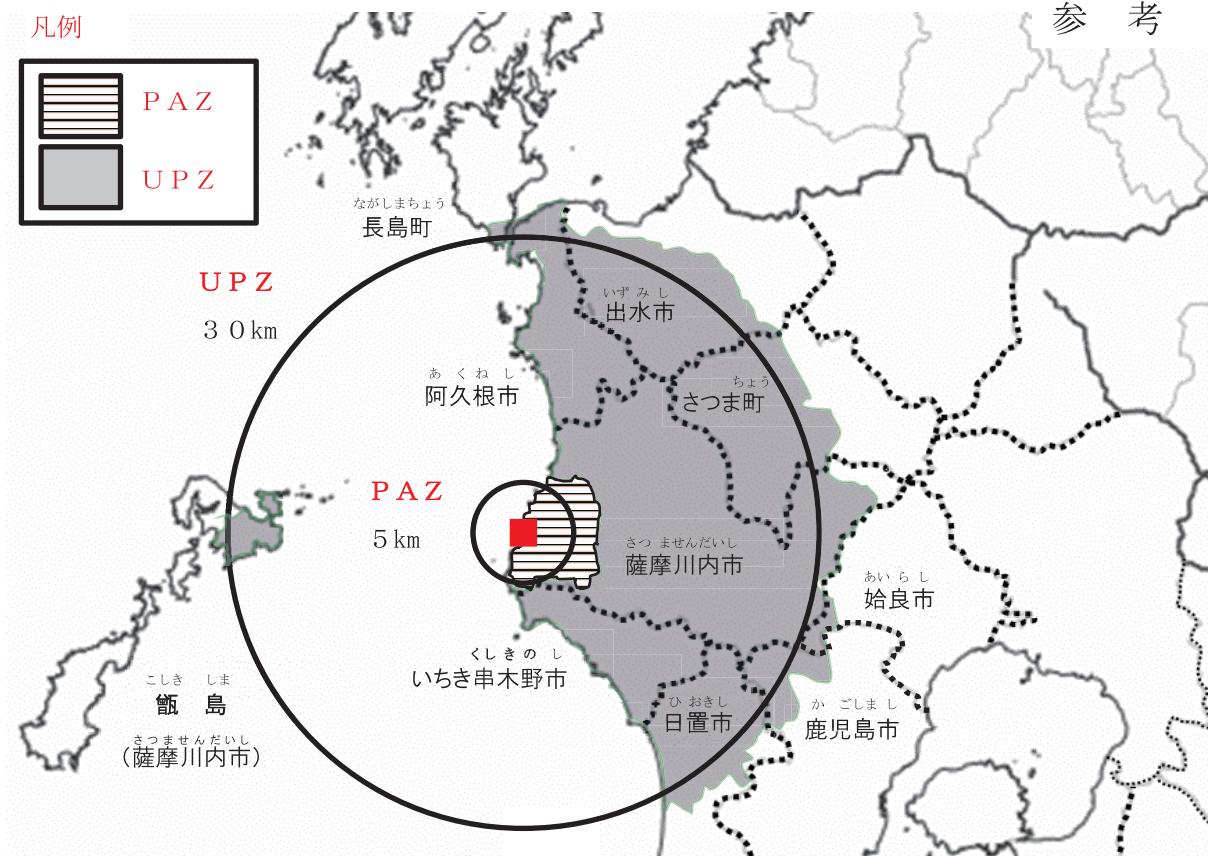
「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

凡例



参考



区分	県名	市町名
PAZ	鹿児島県	薩摩川内市的一部分
UPZ	鹿児島県	薩摩川内市的一部分
		いちき串木野市の全域
		阿久根市の全域
		鹿児島市の一部
		出水市の一部
		日置市の一部
		姶良市の一部
		さつま町の一部
		長島町の一部

訓川 練

要 請

令和7年2月14日16時45分

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
いちき串木野市長 殿
阿久根市長 殿
鹿児島市長 殿
出水市長 殿
日置市長 殿
姶良市長 殿
さつま町長 殿
長島町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

九州電力株式会社から川内原子力発電所1号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避すること。
- ・同発電所のPAZの一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・同発電所のPAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）は、

避難の準備を開始すること。

- ・同発電所のP A Zの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布の準備を開始すること。
- ・同発電所のU P Zの住民は、屋内退避の準備を開始すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避難の準備が整った段階で帰宅すること。
- ・地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できるまで、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。
- ・同発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

（注） 施設敷地緊急事態要避難者

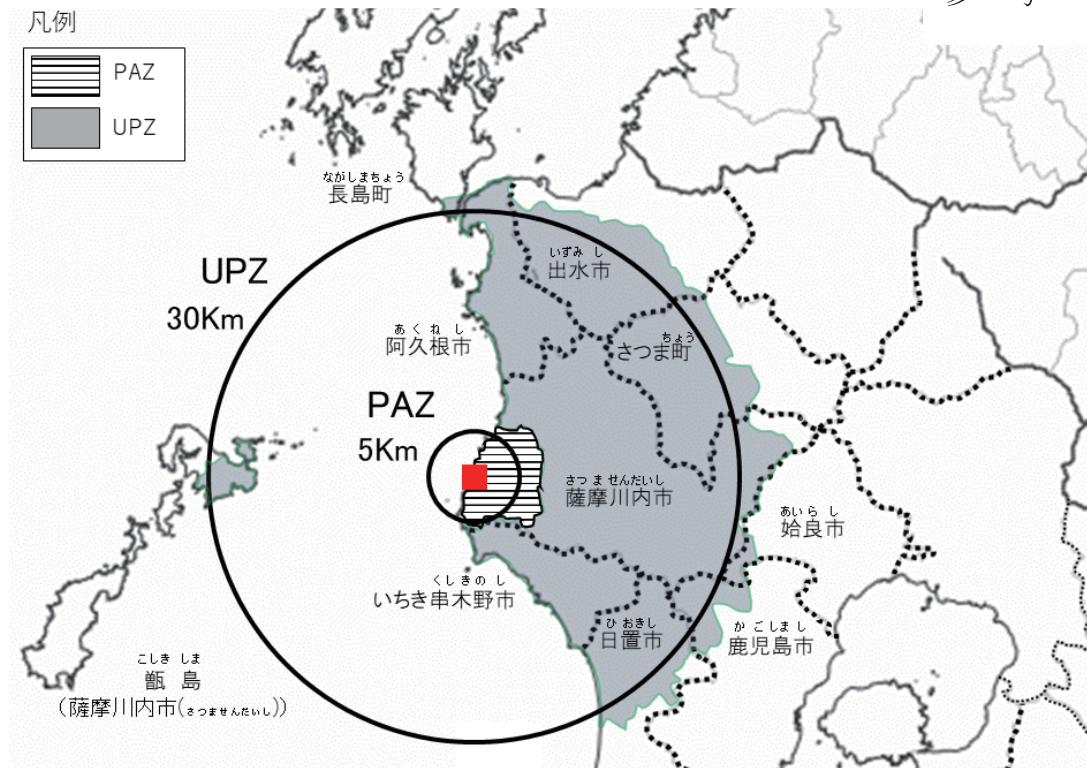
「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

参考

凡例

PAZ	PAZ
UPZ	UPZ



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	鹿児島県	薩摩川内市(さつませんだいし)の一部
		薩摩川内市(さつませんだいし)の一部
		いちき串木野市(くしきのし)の全域
		阿久根市(あくねし)の全域
		鹿児島市(かごしまし)の一部
		出水市(いずみし)の一部
		日置市(ひおきし)の一部
		姶良市(あいらし)の一部
		さつま町(さつまちょう)の一部
		長島町(ながしまちょう)の一部
UPZ	鹿児島県	

訓練

令和7年2月14日16時50分
原子力規制委員会

緊急時モニタリング実施計画 第1版

令和7年2月14日、九州電力株式会社川内原子力発電所において発生した原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象に当たり、緊急時モニタリング実施計画を以下のとおり策定する。

1. 実施主体

- (1) 原子力規制庁
- (2) 鹿児島県
- (3) 九州電力株式会社

2. 実施項目

別表測定内容等について、緊急時モニタリングを実施する。

具体的には、緊急時モニタリングセンター等において、現地の状況や実気象に基づき実施に必要な細目を決定して行うものとする。なお、周辺住民の防護措置の実施の判断のために必要な情報の入手を優先し、モニタリングポスト等※による空間線量率測定の監視の強化を行う。また、自然災害等により監視ができないモニタリングポスト等のバックアップのために、順次、可搬型モニタリングポストを配置し、測定を行う。

さらに、モニタリングカーによる走行サーバイ及び航空機モニタリングの実施準備を行う。加えて、ヨウ素サンプラー等の準備を行う。

※モニタリングポスト等：モニタリングポスト、モニタリングステーション、電子線量計等のうち、常時設置され連続的に空間放射線量率の測定が可能なもの。

3. 報告

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果をERC放射線担当に速やかに報告すること。報告に当たっては、別表を参考に測定地点、測定日時、空間線量率値及び単位のほか、現地の状況等必要な情報を記載するものとする。

4. 注意事項

モニタリング要員の放射線防護対策を適切に実施すること。

別表 測定内容等一覽

測定内容	必要報告情報	測定方法	測定場所	測定頻度	備考
測定地點 測定日時 線量率 単位	モニタリングポスト等 可搬型モニタリングポスト 走行サーべイ	モニタリングポスト等が作動していない地点 30 km圏	敷地内 連続測定	九州電力設置 鹿児島県設置	
空間放射線量率 線種: γ線	航空機モニタリング	30 km圏外	実施準備	鹿児島県実施 国、原子力事業者実施	
	ダストモニタ 大気モニタ	ダストモニタ設置地点 大気モニタ設置地点	実施準備	日本原子力研究開発機構実施	
試料採取地點 試料採取期間 核種毎濃度値 検出の有無	ダストヨウ素モニタ ヨウ素サンプラー ヨウ素サンプラー	ダストヨウ素モニタ設置地点 ヨウ素サンプラー設置地点 ヨウ素サンプラー設置地点 30 km圏 (市町役場/宿舎等)	実施準備 実施準備 実施準備 実施準備	鹿児島県設置 鹿児島県設置 鹿児島県設置 鹿児島県設置	
大気中放射性物質の濃度 対象核種: 放射性ヨウ素、 放射性セシウム等	測定地點 測定日時 単位	排気筒モニタ 排気筒	連続測定	九州電力設置 九州電力設置	
気象条件 観測対象: 風向、風速、 感雨及び降水量	測定点 測定日時 測定結果 単位	気象観測設備 モニタリング表示ス	敷地内 30 km圏	連続測定 鹿児島県設置	